

山形上野最終処分場第二期整備事業 計画段階環境配慮書 に対する山形県知事意見

1 全般的事項

(1) 総論

- ① 事業を進めるにあたっては、地域住民や団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、事業に係る意見や要望等には真摯に対応し、地域住民との相互理解のもとで事業を実施すること。
- ② 方法書の作成にあたっては、現況との対比を行うなど、事業計画の全体像が理解しやすいよう丁寧に作成するとともに、数値等の誤りや記載漏れが無いよう留意すること。

(2) 事業計画について

- ① 周辺の既存処分場との累積的な影響については、評価項目ごとに考え方を整理のうえ、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
また、環境への影響予測にあたっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、最新の知見及びデータを使用すること。
- ② 工事中の交通量増加による地域住民への環境影響の回避、低減が図られるよう、事業計画に際しては十分な調査、予測及び評価を行うこと。
- ③ 事業実施想定区域周辺は、火山砕屑物が堆積した脆い土質であり、酢川の溪岸浸食や埋立量の増加による、地すべりの可能性が懸念される。
また、砂防指定地が事業実施想定区域及びその周辺、地すべり防止区域が事業実施想定区域周辺に所在することから、事業計画に際しては十分な調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別事項

(1) 大気、水、土壌、その他の環境について

事業実施想定区域及び周辺的生活環境への影響を回避又は低減するため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する環境対策に取り組むとともに、具体的な対策内容を地域住民に対して十分に説明を行うこと。

また、事業実施想定区域周辺における地下水等の利用状況を確認のうえ、利用者には事業に係る情報を適宜提供すること。

(2) 植物、動物及び生態系について

事業実施想定区域内の動植物については、現地調査等により現状を把握するとともに、事業実施に伴うカラス等の鳥獣被害対策の検討を行うこと。

(3) 景観、ふれあい活動の場、地域及び文化について

事業実施想定区域の近隣には、蔵王国定公園等の自然景観資源や多くの人々が利用するレクリエーション施設、地域文化の場が所在することから、事業計画に際しては自然景観や文化的景観及び観光資源に配慮した環境保全措置を検討すること。